

令和5年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和5年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。
この内容により、令和5年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いいたします。
なお、額についてはR6.3.14現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動します。

（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条（第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	242,260	289,820	289,820	284,470	284,470	284,470	284,470	280,090	280,090	280,090	280,090	284,490	
	3歳児	242,260	235,560	235,560	230,210	230,210	230,210	230,210	225,830	225,830	225,830	225,830	230,230	
	4歳以上児	224,170	217,470	217,470	212,120	212,120	212,120	212,120	207,740	207,740	207,740	207,740	212,140	
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間 短時間	0歳児	225,960	225,900	225,780	225,780	225,700	225,640	225,570	225,640	225,640	225,640	225,640	226,180
		1・2歳児	137,930	137,870	137,750	137,750	137,670	137,610	137,540	137,610	137,610	137,610	137,610	138,150
	標準時間 短時間	3歳児	91,380	91,320	91,200	91,200	91,120	91,060	90,990	91,060	91,060	91,060	91,060	91,600
		4歳以上児	73,940	73,880	73,760	73,760	73,680	73,620	73,550	73,620	73,620	73,620	73,620	74,160
	標準時間 短時間	0歳児	219,470	219,410	219,290	219,290	219,210	219,150	219,080	219,150	219,150	219,150	219,150	219,690
		1・2歳児	131,440	131,380	131,260	131,260	131,180	131,120	131,050	131,120	131,120	131,120	131,120	131,660
	標準時間 短時間	3歳児	84,890	84,830	84,710	84,710	84,630	84,570	84,500	84,570	84,570	84,570	84,570	85,110
		4歳以上児	67,450	67,390	67,270	67,270	67,190	67,130	67,060	67,130	67,130	67,130	67,130	67,670

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,460	4,460	4,700
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合は、当該額を日割計算した額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額）	「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額
-----------------------	-----------------------------